

平和教育映像教材等連絡調整会議要綱

(目的)

第1条 教育基本法の趣旨及び目的達成のために、平和教育推進事業の一環として、16ミリフィルム・ビデオテープ等（以下「教材等」という。）を購入し、広く市民の利用を進めるために平和教育映像教材等連絡調整会議（以下「会議」という。）を開催する。会議では、平和教育推進事業に関し、会議の委員の意見を求める。

(所掌事項)

第2条 会議は次の事項について協議する。

- (1) 第1条の目的を達成するために、川崎市総合教育センター情報・視聴覚センターにおいて購入する、教材等の選定に関する事
- (2) 映像教材等に係る平和教育推進事業に関する事

(委員の構成)

第3条 会議の委員は、次の各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 川崎市総合教育センター情報・視聴覚センター室長
- (2) 川崎市総合教育センター情報・視聴覚センター指導主事
- (3) 川崎市総合教育センターカリキュラムセンター指導主事

(教材等)

第4条 会議において協議する教材等の領域は、平和、国際理解、人権、環境等の分野の作品とする。

(関係者等の出席)

第5条 会議は、必要があると認めるときは、関係者等の出席を求め、その意見等を聴取することができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、川崎市総合教育センター情報・視聴覚センターにおいて処理する。

附則

この要綱は平成13年11月29日より施行する。

附則

この要綱は平成18年3月23日より施行する。

附則

この要綱は平成27年4月1日より施行する。